

倉敷民商弾圧事件・裁判所は弁護側の証人・証拠を採用せよ！

9月12日(金)岡山地裁への要請行動に12都府県から63名

事件発生から12年。いまだに岡山地裁での審理が続いている倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判で9月12日(金)に178回目となる裁判所要請行動が取り组まれました。

今回の要請行動は、今月26日に開かれる弁護団・検察・裁判所の三者による進行協議で裁判所が証拠の採否について判断をする意向であることから弁護側の証人・証拠の採用を求めて要請を強めようという全国連絡会の呼びかけにもとづいて行われたものです。

今回の行動には太田義郎全商連会長や伊賀カズミ国民救援会会長をはじめ全国12都府県から63名、愛知からは9名が参加しました。

正午過ぎから始まった裁判所前の宣伝では、全国からの参加者が「弁護側の証人・証拠を採用せよ」「検察は公訴を取り下げよ」「禰屋さんに無罪判決を」「現在の状況は憲法違反」など様々な訴えがされました。太田会長は「私も証人申請されている。ぜひ裁判所に呼んでほしい。民商の正しい姿をしつかり証言したい」と訴えました。

宣伝終了後、裁判所の会議室へ移動。署名及び要請書の提出を行いました。岡山地裁の総務課長と課長補佐が対応しました。

今回の要請で署名は37万4644筆、要請書は全ての都道府県から2133通が提出されました。はじめに禰屋町子さんから要請文を読み上げ裁判所へ提出。続いて

各県からの参加者13名が自分の要請書を読み上げて提出しました。春日井から持参した要請書12通と123名の署名も提出しました。

裁判所要請の後、きらめきプラザ会議室で則武弁護士から弁護団の報告を受けました。

則武弁護士は「検察から本日付で弁護側の証拠を採用するなどの意見書が出された」こと、現地では22日にも再度裁判所要請を予定しています。手元にある要請書・署名は急いで事務所までお届けください(要請書はFAXでもOKです)。



春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三

☎八一一一四八二一
FAX 八一一九七五六



今年も岡山から
ぶどうの便りが届きました



南支部で婦人部長だった伊藤悦子さんから「今年もぶどうができたよ」の便りが届きました。昨年と同じで**ピオーネ2キロ4,000円(送料込み)**です。天候の関係で今年は少し小ぶりだそうです(味は変わらないようです)。希望される方は直接、伊藤さんに連絡してください。

090-8736-6800 伊藤

春日井民商事務局員を募集しています

事務局体制の補充のため春日井民商の事務局員を募集しています。年齢や経験は問いません。基本的なパソコンの操作、普通免許があるといいです。

社会保険もあります。給与は愛商連の規定によります。詳しくは事務所まで。

知り合いの方の紹介も大歓迎です！



今年の前進座公演は
「笑いごとではありませぬ!」
十月十三日(月)・祝午後2時開演
日本特殊陶業市民会館
料金 7,500円
(通常8,500円のところ割引になります)
チケットは事務所にあります

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎孝亀